

下記の書類を送達しようとしたところ、受取人の住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年7月3日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

- 1 送達すべき書類 8板総納差第393号
- 2 送達を受けるべき者 氏名 DOAN MANH TUNG